

鹿児島市保育士等奨学金返済補助金に係る Q & A

連番	カテゴリ	質問	回答
1	要件	令和3年度以前に採用された方も対象となるか。	雇用時期は問わず、認可保育所等に採用された方で対象者の要件を全て満たす方であれば対象となります。
2	要件	中途採用の方も対象となるか。また、非常勤の方も対象となるか。	新規学卒者や常勤に限らず、認可保育所等に採用された方で対象者の要件を全て満たす方であれば対象となります。
3	要件	採用日から一年以内に認可保育所等で雇用歴があり、一度受給資格却下となったが、本補助金の対象者拡充を受け、再度申請してもよいか。	一度、受給資格却下となった方でも、今回の拡充により対象者の要件を満たすこととなった方については、申請受付期間内であれば再度申請をお受付いたします。
4	要件	奨学金を完済した者は対象となるか。	受給資格申請を行った年度の初月、認定申請時における雇用の開始月または奨学金の返済を開始した月のいずれかのうち、最も遅い月の属する年度内に返済実績があれば、当該年度の返済分は補助対象となる可能性があります。
5	要件	申請者名義の奨学金を、他者名義の口座から引き落として返済している場合は対象となるか。	対象となりません。 自ら返済を行っている奨学金が補助対象となります。
6	要件	他者名義の口座から引き落として奨学金の返済を行っていたが、引き落とし先を申請者名義の口座へ変更した。この場合は対象となるか。	申請者自らが奨学金の返済を行っていることの確認が可能な場合は、対象となる可能性があります。
7	要件	鹿児島市外に住んでいても対象となるか。	鹿児島市内の認可保育所等に雇用されているなど、対象者の要件を満たす場合は対象となります。
8	要件	「1年以上の雇用契約」はどのような形で証明すればよいか。	1年以上勤務することを前提として施設設置者に直接雇用されている状況を言い、雇用証明書で確認させていただきます。また、派遣職員の方は対象となりません。
9	要件	幼稚園型認定こども園の幼稚園教諭免許のみを有する保育教諭は対象となるか。	対象となります。

鹿児島市保育士等奨学金返済補助金に係る Q & A

連番	カテゴリ	質問	回答
10	要件	「類似の補助を受けていない」とあるが、公的補助ではなく、施設独自で返済補助制度がある場合の取扱いはどうなるか。	「類似の補助」とは公的補助を想定したものです。職員が施設独自の返済補助を受ける場合は、返済額と施設からの補助との差額について、月額13,000円の範囲で補助することとなります。
11	要件	現在返済中の方のみの補助金であると理解しているが、一括で返済した方については該当しないという解釈よいか。	令和6年4月1日現在で奨学金を返済中の者や令和6年度中に返済開始予定の者を対象としております。令和6年3月以前に奨学金を完済した者は対象外となります。
12	要件	下記資格をお持ちの方は、対象となるか。 看護師、教員免許	保育士資格又は幼稚園教諭免許を取得しており、保育所等で保育士、保育教諭または幼稚園教諭として従事している者を対象としております。看護師資格、教員免許のみをお持ちの方は対象外となります。
13	要件	最近、繰り上げ返済した人も申請できるか。	それぞれの返済状況により一概に申請できると申し上げることが難しいため、返済状況が分かる書類をご提出いただき、個別に判断させていただきます。
14	要件	対象者は雇用時期を問わないこととしているが、過去に奨学金を受給したことのある者は、全て対象となり得るか。	令和6年4月1日現在で奨学金を返済中の者や令和6年度中に返済開始予定の者を対象としております。令和6年3月以前に奨学金を完済した者は対象外となります。
15	要件	鹿児島県育英財団の返還支援を受けているが、本補助金の対象となるか。	鹿児島県育英財団の以下の返還支援を受けている方は、本補助金の対象外となります。 ・鹿児島県育英財団 大学等奨学金返還支援（人材育成枠） ・鹿児島県育英財団 大学等奨学金返還支援（地域活性化枠）
16	申請	申請は個人が行うのか。	申請者は個人となりますが、各施設毎にとりまとめて手続きをお願いしたいと考えております。

鹿児島市保育士等奨学金返済補助金に係る Q & A

連番	カテゴリ	質問	回答
17	申請	申請者が複数の場合、申請書の準備が遅い職員の分を合わせてでも、施設がまとめて提出した方がよいか。	申請者が複数の場合も、施設毎にとりまとめをお願いしております。ご提出の際は、複数回に分けてご提出いただいても構いません。ご理解ご協力の程、お願いいたします。 なお、証明書の発行が間に合わない等期限までにご提出が間に合わない際は、事前にご相談ください。
18	申請	令和4・5年度に申請した職員は毎年度申請が必要か。 変更が生じた場合のみ「変更届」を提出すればよいか。	受給資格認定申請により受給資格を認定された方は、再度受給資格の申請を行う必要はございません。しかし補助金の交付申請は、各年度の奨学金を返済後にしていただく必要がございます。 変更届につきましては、氏名や勤務先等が変更になった際にご提出ください。
19	申請	第一種と第二種の奨学金を返済中であるが、内容が異なるため別々に申請した方がよいか。	第一種、第二種奨学金の内容を合算し、1枚の申請書へ記載をお願いいたします。
20	申請	奨学金貸与証明書（様式第3）に代わるものとして奨学生証の提出は可能か。	奨学金の返済状況により、一概に奨学生証のみで様式第3の代用が可能であると申し上げることが難しいため、奨学金の返済が分かる書類をご提出いただき、個別に判断させていただきます。
21	申請	結婚して名前の変更がある場合、証明書の書き換えは必要か。	証明書の書き換えが可能であれば、証明書における姓の変更手続きをお願いいたします。 書き換え手続きが申請書の提出期限に間に合わない場合は、旧姓と現在の姓の人物が同一人物であるかの確認を市の方で行いますので、申請書等をご提出ください。確認した上でその他挙証書類が必要な場合は、その都度園担当者へご連絡いたします。
22	申請	暴力団排除に関する誓約同意書の団体名には保育園名を記載するのか。	申請者の氏名と住所をご記入ください。
23	補助内容	現在2種類の奨学金を返還中であるが、どちらも返済の補助を受けられるか。	対象者要件を満たしていれば、2種類の奨学金の返済額を合算し、月額13,000円の範囲で補助を受けられる可能性がありますので、申請漏れがないようお願いいたします。

鹿児島市保育士等奨学金返済補助金に係る Q & A

連番	カテゴリ	質問	回答
24	補助内容	対象となる奨学金について、「など」とあるが、具体的にどのようなものが含まれるのか。	行政が実施するものや無利子又は低利率なものなど、対象となる奨学金に準ずるものがある場合を想定しており、判断に迷うものについては相談に応じたいと考えています。
25	補助内容	施設に在籍しているが、産休や育休、傷病により休職することとなった場合はどうなるか。	対象となります。 ただし、産休や育休等により奨学金の返済が猶予されている場合は、対象となりません。 また、補助を受けられる期間は、初めて受給認定を受けてから3年間としており、期間の延長はありません。
26	補助内容	保育補助者（無資格）として勤務する職員が、保育士資格等を取得した場合は対象となるか。	保育士資格等を取得し、改めて保育士等としての雇用契約を交わした場合は、対象となります。
27	補助内容	補助金はどのように支払われるのか。	受給資格申請を行った年度の返済実績を踏まえた実績払いとなります。
28	補助内容	補助期間の3年間の起算日はいつか。	受給資格申請を行った年度の初月、認定申請時における雇用の開始月または奨学金の返済を開始した月のいずれかのうち、最も遅い月から3年間となります。なお、雇用されている期間のみ補助対象とし、受給認定を繰り返し受けることはできません。
29	補助内容	既卒者の補助期間の起算日はいつになるか。	受給資格申請を行った年度の初月、認定申請時における雇用の開始月または奨学金の返済を開始した月のいずれかのうち、最も遅い月から3年間となります。
30	補助内容	月々の返済額が13,000円に満たないが、年度中に繰上返済を行った場合、受給認定後の月数分補助を受けられるか。	月賦や月賦半年賦併用で返済した額を補助対象としています。本補助金は、主に給与水準が低い保育士等の処遇を改善するためのものであり、借入額全体の軽減を図るためのものでないため、繰上返済分は対象となりません。
31	補助内容	補助金の支払い方法はどのようになるのか。	受給資格申請を行った年度の返済実績に応じて、申請者個人の口座へ振込みます。

鹿児島市保育士等奨学金返済補助金に係るQ & A

連番	カテゴリ	質問	回答
32	補助内容	奨学金の滞納分をまとめて支払った月があるが、その分は補助対象となるか。	当該年度の補助上限額内において、奨学金返済計画書で当該年度中に返済予定であった月分のみ対象となります。前年度中に返済する予定であった月分や、延滞金等は除きます。
33	補助内容	受給資格認定を受けた補助対象者が、当該年度の途中で退職した場合の取り扱いは。	認可保育所等における雇用実績が無い月は、補助対象期間から除外されます。また、補助期間の延長はありません。 勤務先に変更が生じた際は、変更届（様式第6）をご提出ください。
34	補助内容	当初の返済額から途中で返済額が変わりました。現在の返済額での補助ですか？	受給資格の認定を受けていない方については、補助対象期間内に返済した実際の額が、補助対象額となります。 受給資格の認定を受けている方については、変更届（様式第6）をご提出ください。
35	その他	今回の補助事業の開始年月日は、令和6年4月1日からであるか。	令和6年度につきましては、4月1日からとなります。

※このQ & Aは随時更新します。